

税務署受付印		令和 年 月 日 税務署長殿		事業種目 期末現在の資本金の額又は出資金の額 円		※ 青色申告 一連番号	
納税地		電話() -		同上が1億円以下の普通法人のうち中小法人に該当しないもの 非中(小)法人		整理番号	
本店又は主たる事務所の所在地(フリガナ)				同非区分 同族会社 非同族会社		事業年度(至) 年 月 日	
法人名				旧納税地及び旧法人名等		売上金額 兆 十億 百万	
法人番号				恒久的施設の有無及びその種類 (有) (無)		申告年月日 年 月 日	
代表者氏名/住所				支店等 長野等 設工事現場等 代理人 その他		通信日付印 確認印 庁指定 局指定 指導等 区分	
(フリガナ) 国内源泉所得に係る事業等の責任者記名押印		(印)		添付書類 貸借対照表、損益計算書、株主(社員)資本等変動計算書又は損益金処分表、勘定科目内訳明細書、事業概況書、組織再編成に係る契約書等の写し、組織再編成に係る移転資産等の明細書		申告区分	
						法人税 申告 期限 修正 地方 申告 期限 修正	

平成・令和 年 月 日	事業年度分の法人税	申告書	翌年以降 送付要否 (要) (否)	適用額明細書 提出の有無 (有) (無)
令和 年 月 日	課税事業年度分の地方法人税	申告書	税理士法第30条の 書面提出有 (有)	税理士法第33条の 2の書面提出有 (有)
	(中間申告の場合 令和 年 月 日)			

この申告書による法人税額の計算	恒久的施設帰属所得に係る所得の金額に 所得金額又は欠損金額 (別表四「48の①」)	1	十億 百万 千 円	13	所得金額又は欠損金額 (別表四「48の①」)
	法人税額 (48) + (49)	2		14	法人税額 (57) + (58)
	法人税額の特別控除額 (別表六(六)「4」)	3		15	法人税額の特別控除額 (別表六(六)「4」)
	差引法人税額 (2) - (3)	4		16	差引法人税額 (14) - (15)
	リース特別控除取戻税額等	5		17	リース特別控除取戻税額等
	法人税額計 (4) + (5)	6		18	法人税額計 (16) + (17)
	分配時調整外国税相当額の控除額 (別表六(五の二)「7」)	7		19	控除税額 ((18)と(59)のうち少ない金額)
	控除税額 ((6)-(7)と(52)のうち少ない金額)	8		20	差引所得に対する法人税額 (18) - (19)
	差引所得に対する法人税額 (6) - (7) - (8)	9		21	欠損金又は災害損失金等の当期控除額 (別表七(一)「4」の増+別表七(二)「9」若しくは(21)又は別表七(三)「10」)
	欠損金又は災害損失金等の当期控除額 (別表七(一)「5」の合計)	10		22	この申告が修正申告である場合のこの申告前の所得金額又は欠損金額 (65)
	この申告が修正申告である場合のこの申告前の所得金額又は欠損金額 (62)	11		23	
	この申告書による法人税額の計算	納付 法人税額	24		31
控除しきれなかった金額 (54) - (24)		25		32	中間納付税額 (29) - (28)
(61)のうち恒久的施設帰属所得に係る法人税額から控除できる金額 ((9)と(61)のうち少ない金額)		26		33	欠損金の繰戻しによる還付請求税額 外
控除しきれなかった金額 (61) - (26)		27		34	計 (31) + (32) + (33) 外
合計 ((9)-(26)) + ((20)-(24))		28		35	この申告が修正申告である場合のこの申告により納付すべき法人税額又は減少する還付請求税額 (70) 外
中間申告分の法人税額		29		44	この申告前の課税標準法人税額 (73)
差引確定 (中間申告の場合はその法人税額 (28) - (29) 場合は、(32)へ記入)		30		45	この申告により納付すべき地方法人税額 (77)
課税標準法人税額 ((6) + (6の外書)) + ((18) + (18の外書))		36			剰余金・利益の配当 (剰余金の分配)の金額
所得地方法人税額 (72)		37			残余財産の最後の分配又は引渡しの日 令和 年 月 日 決算確定の日 令和 年 月 日
分配時調整外国税相当額の控除額 ((別表六(五の二)「8」)と(37)のうち少ない金額)		38			還付を受ける金融機関等 銀行 本店・支店 郵便局等 金庫・組合 出張所 預金 農協・漁協 本所・支所
外国税額の控除額 (別表六の三「47」)		39			口座番号 ゆうちょ銀行の貯金記号番号
差引地方法人税額 (37) - (38) - (39)		40			※税務署処理欄
中間申告分の地方法人税額	41				
差引確定 (中間申告の場合はその税額とし、マイナスの場合は、(43)へ記入)	42				
この申告による還付金額 (41) - (40)	43				